

株主各位

第24回定時株主総会
招集ご通知
交付書面省略事項

東京海上ホールディングス株式会社

<目次>

事業報告

1. 保険持株会社の現況に関する事項	
(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移	1
(3) 企業集団の主要な事務所の状況	2
(4) 企業集団の使用人の状況	3
(5) 企業集団の主要な借入先の状況	3
(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項	3
2. 会社役員に関する事項	
(3) 責任限定契約・補償契約	4
(4) 役員等賠償責任保険契約	4
3. 社外役員に関する事項	5
4. 株式に関する事項	8
5. 新株予約権等に関する事項	10
6. 会計監査人に関する事項	10
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	10
8. 業務の適正を確保するための体制	11
9. 特定完全子会社に関する事項	16
10. 親会社等との間の取引に関する事項	16
11. 会計参与に関する事項	16
12. その他	16
連結計算書類	17
計算書類	35
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	41
計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	43
監査役会監査報告書謄本	45
ご参考情報：当社のコーポレートガバナンスの体制等	47

1. 保険持株会社の現況に関する事項

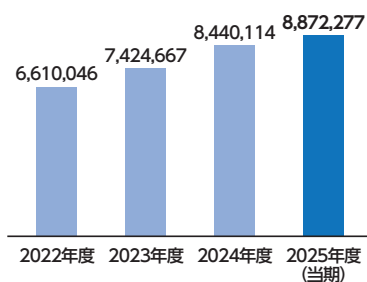
(2)企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

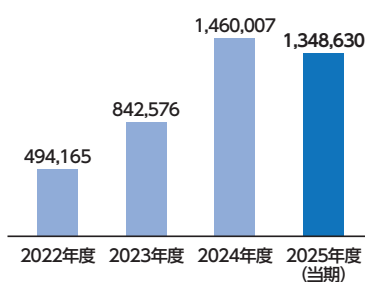
区分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経常収益	6,610,046	7,424,667	8,440,114	8,872,277
経常利益	494,165	842,576	1,460,007	1,348,630
親会社株主に帰属する当期純利益	374,605	695,808	1,055,276	980,428
包括利益	△124,438	1,874,295	449,490	962,135
純資産額	3,600,919	5,183,341	5,103,545	5,457,571
総資産	27,397,818	30,594,869	31,237,340	31,961,940

(単位：百万円)

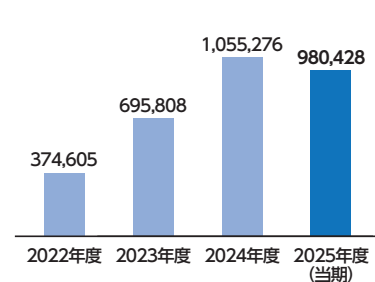
■ 経常収益



■ 経常利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益



ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益	291,561	229,655	755,128	661,990
受取配当金	262,168	195,806	713,526	615,858
保険業を営む子会社等	256,650	189,939	708,018	610,873
その他の子会社等	5,518	5,867	5,507	4,985
当期純利益	262,695	196,586	698,090	616,081
1株当たり当期純利益	130円72銭	99円33銭	358円65銭	323円96銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	2,374,365	2,376,823	2,440,631	2,551,233
保険業を営む子会社等株式等	2,285,310	2,277,300	2,254,192	2,263,292
その他の子会社等株式等	20,946	24,570	110,958	275,323

(3)企業集団の主要な事務所の状況 (2026年3月31日現在)

イ 当社

事務所名	所在地	設置年月日
本社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	2002年4月2日

(注) 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しています。

ロ 子会社等

事業セグメント	会社名	事務所名	所在地	設置年月日
国内損害保険事業	東京海上日動火災保険株式会社	本社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	1944年3月20日
	日新火災海上保険株式会社	本社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	1908年6月10日
	東京海上ダイレクト損害保険株式会社	本社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	2009年1月26日
国内生命保険事業	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	本社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	1996年8月6日
海外保険事業	フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション	本社	米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド	1981年7月6日
	デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ウィルミントン	1987年5月27日
	エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ウィルミントン	1991年3月27日
	プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ウィルミントン	2006年1月5日
	トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド	本社	英国・ロンドン	1994年7月11日
ソリューション・その他事業	東京海上アセットマネジメント株式会社	本社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	1985年12月9日
	ID&Eホールディングス株式会社	本社	東京都千代田区麹町五丁目4番地	2023年7月3日

- (注) 1. 本表には、子会社等のうち主要なものを記載しています。
 2. 事務所名には、主要な事務所の名称を記載しています。
 3. 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しています。

(4)企業集団の使用人の状況

事業セグメント	前期末	当期末	当期増減 (△)
国内損害保険事業	20,083名	19,901名	△182名
国内生命保険事業	2,163名	2,208名	45名
海外保険事業	19,765名	20,085名	320名
ソリューション・その他事業	9,425名	9,523名	98名
合計	51,436名	51,717名	281名

(5)企業集団の主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当ありません。

(10)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員に関する事項

(3)責任限定契約・補償契約

イ 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
御立 尚資 (社外取締役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、左記の各氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
遠藤 信博 (社外取締役)	
片野坂 真哉 (社外取締役)	
大藺 恵美 (社外取締役)	
進藤 孝生 (社外取締役)	
ロバート・フェルドマン (社外取締役)	
松山 遙 (社外取締役)	
和仁 亮裕 (社外監査役)	
大槻 奈那 (社外監査役)	
清水 順子 (社外監査役)	

ロ 補償契約

該当ありません。

(4)役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社および当社の一部国内子会社の取締役、監査役および執行役員	当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しています。当該契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用等をてん補するものです。当該契約には免責金額を設定しており、被保険者に一定の自己負担を求める内容となっています。

3. 社外役員に関する事項

(1)社外役員の兼職その他の状況 (2026年3月31日現在)

社外役員の兼職については、「2. 会社役員に関する事項 (1)会社役員の状況」に記載のとおりです。

各社外役員の兼職先のうち、御立尚資氏が社外取締役を務める楽天グループ株式会社は、傘下に損害保険業を営む子会社および生命保険業を営む子会社を有しています。また、進藤孝生氏が社外取締役を務める日本郵政株式会社は、傘下に生命保険業を営む子会社を有しています。当社も傘下に損害保険業を営む子会社および生命保険業を営む子会社を有していることから、当社と両社の事業領域には重複があります。

(2)社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
御立 尚資 (社外取締役)	8年 9か月	2025年度に開催した12回の取締役会の全てに出席しました。	長年のコンサルティング会社での実務経験や企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、報酬委員会の委員として、社長、取締役および執行役員の業績評価ならびに適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。
遠藤 信博 (社外取締役)	6年 9か月	2025年度に開催した12回の取締役会の全てに出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、報酬委員会の委員長として、社長、取締役および執行役員の業績評価ならびに適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。
片野坂 真哉 (社外取締役)	5年 9か月	2025年度に開催した12回の取締役会の全てに出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会の委員長として、社長、取締役、監査役および執行役員の指名等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。
大園 恵美 (社外取締役)	4年 9か月	2025年度に開催した12回の取締役会の全てに出席しました。	長年の企業戦略研究等を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会の委員として、社長、取締役、監査役および執行役員の指名等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。
進藤 孝生 (社外取締役)	2年 9か月	2025年度に開催した12回の取締役会の全てに出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、指名委員会の委員として、社長、取締役、監査役および執行役員の指名等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。

(次頁に続く)

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
ロバート・フェルドマン (社外取締役)	2年 9か月	2025年度に開催した12回の取締役会の全てに出席しました。	長年の金融機関におけるエコノミストとしての経験を通じて培われた見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、報酬委員会の委員として、社長、取締役および執行役員の業績評価ならびに適切な報酬体系の構築等を通じた監督機能の発揮にも貢献しています。
松山 遙 (社外取締役)	2年 9か月	2025年度に開催した12回の取締役会の全てに出席しました。	長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識に基づき、取締役会において質問、提言等を行い、監督機能を発揮しています。また、報酬委員会の委員として、社長、取締役および執行役員の業績評価ならびに適切な報酬体系の構築等について審議するとともに、グループ監査委員会の委員長として、グループの内部統制全般およびグループ会社に対するガバナンスの強化等について審議するなど監督機能の発揮にも貢献しています。
和仁 亮裕 (社外監査役)	11年 9か月	2025年度に開催した12回の取締役会および12回の監査役会の全てに出席しました。	長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識に基づき、取締役会および監査役会において質問、提言等を行い、監査機能を発揮しています。
大槻 奈那 (社外監査役)	7年 9か月	2025年度に開催した12回の取締役会および12回の監査役会の全てに出席しました。	長年の金融機関におけるアナリストとしての経験を通じて培われた見識に基づき、取締役会および監査役会において質問、提言等を行い、監査機能を発揮しています。
清水 順子 (社外監査役)	2年 9か月	2025年度に開催した12回の取締役会および12回の監査役会の全てに出席しました。	長年の金融機関における実務経験および国際金融に関する研究等を通じて培われた見識に基づき、取締役会および監査役会において質問、提言等を行い、監査機能を発揮しています。

- (注) 1. 各氏の在任期間は、2026年3月31日現在のものです。
2. 2025年度に開催した12回の取締役会は全て定時取締役会です。また、2025年度に開催した12回の監査役会は全て定時監査役会です。

(3)社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険持株会社（当社）からの報酬等	保険持株会社（当社）の親会社等からの報酬等
報酬等合計	10名	208百万円	—

(4)社外役員の意見

上記(1)から(3)までの内容に対して、社外役員の意見はありません。

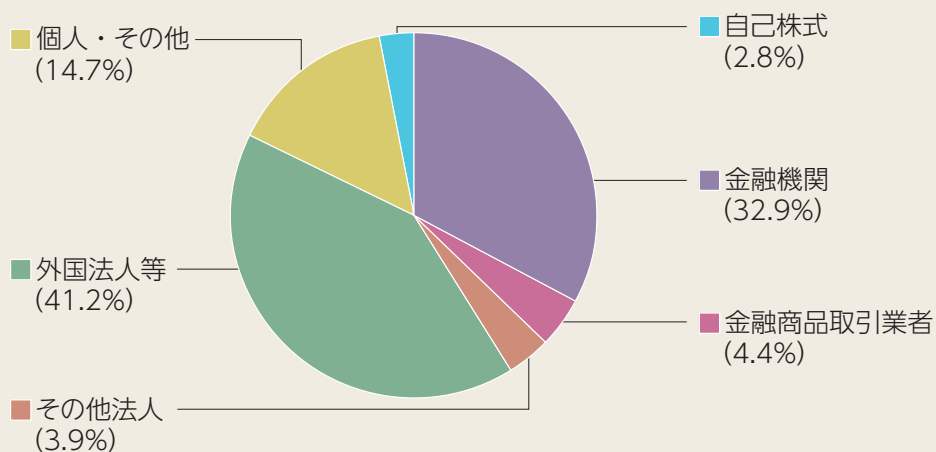
4. 株式に関する事項

(1) 株式数 (2026年3月31日現在)

発行可能株式総数 8,000,000千株
発行済株式の総数 1,934,000千株 (自己株式53,918千株を含みます)

(2) 当年度末株主数 317,566名

ご参考：所有者別株式分布状況



(3)大株主 (2026年3月31日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	321,356 ^{千株}	17.1 [%]
株式会社日本カストディ銀行信託口	142,631	7.6
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	66,592	3.5
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー	34,270	1.8
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オム ニバス アカウント	28,856	1.5
東海日動従業員持株会	27,790	1.5
明治安田生命保険相互会社	26,973	1.4
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	26,773	1.4
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	22,249	1.2
ジェーピー モルガン チェース バンク 385642	21,538	1.1

- (注) 1. 持株比率は、自己株式53,918千株を控除して計算しています。
2. モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシーは、ADR発行のため預託された株式の名義人です。
3. 当社は、自己株式53,918千株を所有していますが、本表には記載していません。

(4)事業年度中に会社役員に対して交付した保険持株会社(当社)の株式

	株式の数	株式の交付を受けた者の人数
取締役(社外役員を除く)	184,400株	2名

- (注) 1. 取締役(社外役員を除く)には、2025年度以前に当該地位にあった者も含まれています。
2. 株式の数には、当社の執行役員ならびに主要な子会社の取締役および執行役員の職務執行の対価として交付された株式も含まれています。

5. 新株予約権等に関する事項

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwC Japan有限責任監査法人 指定有限責任社員： 井野 貴章 鈴木 隆樹 山本 啓正	123百万円	会計監査人が対価を得て行う非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容：経済価値ベースのソルベンシー規制への対応に関するアドバイザリー・サービス業務等

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況および報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額が適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に関する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の一部に関する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、本表の当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しています。
3. 会計監査人に当社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、2,626百万円です。

(2)責任限定契約・補償契約

該当ありません。

(3)会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めています。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認める場合には、全監査役の同意に基づき、会計監査人を解任する。また、監査役会は、会計監査人の専門的知見、監査能力、監査品質、当社からの独立性その他の適格性を監査役会の定める評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の適格性に問題があると認める場合その他適当と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任を内容とする議案を株主総会に提出することを決定する。

ロ 保険持株会社の会計監査人以外の監査法人による保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査

海外の子法人等は、PwC Japan有限責任監査法人の提携先であるプライスウォーターハウスクーパース等の海外の監査法人等による計算関係書類の監査を受けています。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保するための体制

(1)業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます）の整備について、取締役会決議により、「内部統制基本方針」を定めています。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定める。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、東京海上グループ経営理念に基づき、グループの事業を統轄する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
 - a. 当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社（以下「子会社等」という。）と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。
 - ① グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。
 - ② 子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。
 - ③ 子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況、各社の事業運営に重大な影響（「影響」とは、財務的な影響に限らず、レピュテーションの観点での影響を含む）を与える可能性がある事案等を当社への報告事項とする。
 - b. 子会社等以外のグループ会社の経営管理は、原則として、子会社等を通じて行う。
 - (2)当社は、グループの資本配分制度に関する基本方針を定め、資本配分制度の運営体制を整備する。
 - (3)当社は、グループの経理に関する基本方針を定め、当社の連結財務状態およびグループ会社の財務状態等を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続および税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
 - (4)当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
 - (5)当社は、グループの情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
 - (6)当社は、グループのITガバナンスに関する基本方針を定め、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
 - (7)当社は、グループのAIガバナンスに関する基本方針を定め、AIガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
 - (8)当社は、グループのデータマネジメントに関する基本方針を定め、データマネジメントを実現するために必要な体制を整備する。
 - (9)当社は、グループのサイバーセキュリティ管理に関する基本方針を定め、サイバーセキュリティ管理を実現

するために必要な体制を整備する。

(10)当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

(11)当社は、グループ監査委員会を設置し、主に以下の事項を行うとともに、その内容を取締役に報告する。

- ① グループの内部統制システムの整備について、各種方針・施策等の策定、実施状況の評価および改善に係る審議ならびに総合的調整および推進
- ② 国内外の各グループ会社で発生した不祥事案や重大事案の再発防止策の策定・実施を当該グループ会社が適切に行っていることの確認
- ③ 同業他社や他業界で発生した事象の東京海上グループでの潜在・発生可能性やシナリオ、現時点での対応策の有効性等の確認と、それを踏まえた各グループ会社へのテーマ監査等の実施の指示および監査結果の確認

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。

- a. 当社は、コンプライアンスを統轄する部署を設置する。
 - b. 当社は、グループのコンプライアンス行動規範を定め、グループの役職員がこの行動規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - c. 当社は、子会社等にコンプライアンス・マニュアルを策定させるとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施させ、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - d. 当社は、子会社等に法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。
- (2)当社は、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社およびグループ会社において、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

(1)当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。

- a. 当社は、リスク管理を統轄する部署を設置する。
 - b. 当社は、リスク管理にあたって、リスクの特定・評価・制御、コンティンジェンシー・プランの策定およびモニタリング・報告のプロセスを基本とする。
 - c. 当社は、子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。
- (2)当社は、グループの統合リスク管理に関する基本方針を定め、格付けの維持および倒産の防止を目的としたグループ全体の定量的リスク管理を実施する。
- (3)当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、グループの中期経営計画および年度計画（数値目標等を含む。）を策定する。
- (2)当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3)当社は、経営会議規則を定め、取締役、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4)当社は、(1)～(3)のほか、当社およびグループ会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1)当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役室を設置する。監査役室には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2)監査役室に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3)当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1)役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2)当社は、グループ会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3)当社は、当社およびグループ会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
- (4)役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べる事ができるものとする。
- (2)監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつで

も閲覧することができるものとする。

(3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。

(4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。

(5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

9. 改廃

本方針の改定および廃止は、取締役会において決定する。ただし、軽微な修正は経営企画部 ディパートメントヘッドが行うことができる。

2026年4月1日改定

(注) 2026年4月1日付で改定を行っており、当該改定を反映した内容を記載しています。

(2)内部統制システムの運用状況の概要

イ 内部統制システム全般

当社は、「内部統制基本方針」を定め、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、監査役監査の実効性確保等を含む東京海上グループ全体の内部統制システムを整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めています。また、内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングを実施し、取締役会委員会であるグループ監査委員会での審議結果に基づき、取締役会がその内容を確認し、監督しています。

ロ グループ会社の経営管理に関する取組み

当社は、グループ会社における業務の適正を確保し、職務の執行が法令および定款に適合することを確保すること等を目的として、グループ会社が遵守すべき各種基本方針等を定めています。また、毎年、新設や改定の要否を検討することとしており、2025年度は「東京海上グループ AIガバナンスに関する基本方針」および「東京海上グループ データマネジメントに関する基本方針」を新たに制定するとともに、一部の基本方針等について見直しを行いました。

当社は、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」において、主なグループ会社の業務に係る重要事項のうち当社が事前に承認するものおよび当社への報告を求めるものを明確化しており、同方針に基づき、主なグループ会社の事業計画等について事前に承認を行っています。

ハ コンプライアンスに関する取組み

当社グループは、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等の周知徹底を図るために、毎年、役職員を対象とする研修を行っています。

当社グループは、役職員がコンプライアンス上の問題についての内部通報を行うために社内外のホットラインを設け、通報案件に対応しています。当社のホットラインは、国内外のグループ会社からの内部通報に多言語で

対応を行えるようになっていきます。また、実効性向上のため、研修等を通じてその利用や公益通報者保護等につき周知を図っています。

当社は、グループ全体で継続的にコンプライアンス態勢の高度化を図るため、グループ全体の法務およびコンプライアンスを総括するチーフオフィサーのもと、サイバーセキュリティ、個人情報保護、競争法、経済制裁、贈収賄等の重要領域において、主要子会社が整備すべき統制水準を定め、その導入および実施状況を確認するとともに、先進事例のグループ内への展開等を行っています。また、主要子会社が策定するコンプライアンス年度計画を事前承認し、その進捗状況をモニタリングしています。

ニ リスク管理に関する取組み

当社は、グループの財務の健全性や業務継続性に極めて大きな影響を及ぼす重要なリスクを特定し、当該リスクへの対応策の振返りと次年度計画の策定を行い、取締役会において確認し、監督しています。

国際情勢の緊張、多発・激甚化する自然災害、高度化するサイバー攻撃等、企業を取り巻くリスクは多様化・複雑化しています。2025年度は、首都直下地震や広域巨大災害を想定した訓練に加え、重要な外部委託先がサイバー攻撃を受けた場合を想定した訓練を実施するなど、有事の対応態勢の強化に取り組みました。

当社は、格付けの維持および倒産の防止を目的として、保有しているリスク対比で実質純資産が十分な水準にあることを多角的に検証し、財務の健全性が確保されていることを、取締役会において確認し、監督しています。

ホ 内部監査に関する取組み

当社は、経営目標の効果的な達成を図るために、各部門の業務に対する内部監査を行い、問題点の改善方法の提言等を行っています。また、グループ会社に対してリスクの種類や程度に応じた効率的かつ実効性のある内部監査の実施を求めるとともに、内部監査結果等の報告を受けるなど、グループ会社の内部監査の実施状況や内部管理態勢の状況等をモニタリングしています。2025年度は、当社によるグループ会社に対する直接の監査に加え、当社内部監査部とグループ会社の内部監査部門による合同監査の実施やグループ会社が実施する内部監査への当社からの専門人材の派遣等を拡充し、主要グループ会社の内部監査機能の強化および内部監査品質の向上にも引き続き取り組んでいます。

ヘ 監査役監査の実効性確保に関する取組み

当社は、監査役の業務を補助する専属の職員を配置するとともに、監査役への報告に関する態勢および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備しています。

監査役は、そうした態勢のもと、取締役会その他の重要な会議への出席や重要な決裁書類の閲覧、執行部門の役職員へのヒアリング、拠点へのインタビューを通じ、取締役の職務の執行状況を監査しています。

内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画や内部監査結果についての情報提供を行うなど、監査役との連携を図っています。

9. 特定完全子会社に関する事項

(1)特定完全子会社の名称及び住所

東京海上日動火災保険株式会社
東京都千代田区大手町二丁目6番4号

(2)当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

2,098,345百万円

(3)当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

2,551,233百万円

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

2025年度 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	1,033,052	保 険 契 約 準 備 金	23,263,893
買 入 金 銭 債 権	3,962,550	支 払 備 金	5,706,573
金 銭 の 信 託	314	責 任 準 備 金 等	17,557,319
有 価 証 券	18,615,916	社 債	226,995
貸 付 金	3,052,348	そ の 他 負 債	2,346,342
有 形 固 定 資 産	683,416	退 職 給 付 に 係 る 負 債	213,295
土 地	178,892	賞 与 引 当 金	154,190
建 物	421,821	株 式 給 付 引 当 金	3,925
建 設 仮 勘 定	34,953	特 別 法 上 の 準 備 金	159,381
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	47,748	価 格 変 動 準 備 金	159,381
無 形 固 定 資 産	1,327,070	繰 延 税 金 負 債	133,643
ソ フ ト ウ ェ ア	365,873	負 の の れ ん	1,289
の れ ん	357,017	支 払 承 諾	1,410
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	604,180	負 債 の 部 合 計	26,504,368
そ の 他 資 産	3,065,601	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	20,849	資 本 金	150,000
繰 延 税 金 資 産	217,913	利 益 剰 余 金	3,548,908
支 払 承 諾 見 返	1,410	自 己 株 式	△304,160
貸 倒 引 当 金	△18,505	株 主 資 本 合 計	3,394,747
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	869,705
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△11,839
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,157,706
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	11,604
		在 外 子 会 社 等 に 係 る	
		保 険 契 約 準 備 金 評 価 差 額 金	△1,576
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	2,025,600
		非 支 配 株 主 持 分	37,223
		純 資 産 の 部 合 計	5,457,571
資 産 の 部 合 計	31,961,940	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	31,961,940

2025年度 [2025年4月1日から
2026年3月31日まで] 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	受取	8,872,277
保険	受取	6,527,988
正味	受取	5,566,337
積立	受取	49,240
生責	受取	27,731
その	受取	377,246
資本	受取	493,812
利息	受取	13,620
売却	受取	1,984,577
有価	受取	991,126
証券	受取	7
の	受取	141,625
特別	受取	713,298
積立	受取	2,968
の	受取	79,983
負債	受取	83,299
持分	受取	△27,731
その他	受取	359,711
の	受取	1,740
経常	受取	10,820
の	受取	347,150
経常	費用	7,523,647
保険	費用	5,278,975
正味	費用	2,883,345
損諸	費用	198,616
満契	費用	1,090,776
生支	費用	139,351
支その	費用	1
資本	費用	700,988
有価	費用	261,282
証券	費用	4,613
の	費用	554,145
特別	費用	471,809
積立	費用	13,224
の	費用	2,788
負債	費用	36,912
持分	費用	29,411
その他	費用	1,650,600
の	費用	39,924
経常	費用	22,707
の	費用	3,029
経常	費用	477
の	費用	13,709
経常	利益	1,348,630
特別	利益	7,965
固定	利益	7,965
資産	損失	21,628
の	損失	5,892
減損	損失	4,045
特別	損失	8,925
の	損失	8,925
その他	損失	2,765
税金	利益	1,334,967
法人	利益	385,688
等	利益	△38,217
調整	利益	347,470
前	利益	987,496
当	利益	7,068
期	利益	980,428
純	利益	
利	利益	
益	利益	
等	利益	
額	利益	
計	利益	
益	利益	
純	利益	
利	利益	
益	利益	

2025年度 [2025年4月1日から
2026年3月31日まで] 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	150,000	2,925,599	△53,643	3,021,956
当期変動額				
剰余金の配当		△376,140		△376,140
親会社株主に帰属する当期純利益		980,428		980,428
自己株式の取得			△251,599	△251,599
自己株式の処分		0	1,082	1,082
連結子会社株式の取得による持分の増減		231		231
その他		18,789		18,789
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	623,308	△250,517	372,791
当期末残高	150,000	3,548,908	△304,160	3,394,747

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金		
当期首残高	868,953	△9,826	1,186,812	8,604	343	26,702	5,103,545
当期変動額							
剰余金の配当							△376,140
親会社株主に帰属する当期純利益							980,428
自己株式の取得							△251,599
自己株式の処分							1,082
連結子会社株式の取得による持分の増減							231
その他							18,789
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	752	△2,013	△29,105	2,999	△1,919	10,521	△18,765
当期変動額合計	752	△2,013	△29,105	2,999	△1,919	10,521	354,025
当期末残高	869,705	△11,839	1,157,706	11,604	△1,576	37,223	5,457,571

連結注記表

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 283社

主要な会社名

東京海上日動火災保険株式会社
日新火災海上保険株式会社
東京海上ダイレクト損害保険株式会社
東京海上日動あんしん生命保険株式会社
東京海上ミレア少額短期保険株式会社
東京海上アセットマネジメント株式会社
アイディーアンドイーホールディングス株式会社
トウキョウ・マリン・ノースアメリカ・インコーポレイテッド
フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション
デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド
エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド
プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッド
トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド
トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミテッド
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・シンガポール・プライベート・リミテッド
トウキョウ・マリン・セグラドーラ・エス・エー

当連結会計年度より、アグリヘッジ・インコーポレイテッド他21社は、株式の取得等により子会社となったため連結の範囲に含めています。

当連結会計年度より、キュードス・ホールディングス・リミテッド他2社は、清算終了等により連結の範囲から除いています。

東京海上ダイレクト損害保険株式会社は、2025年10月1日付でイーデザイン損害保険株式会社より名称変更しています。

トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・シンガポール・プライベート・リミテッドは、2025年10月18日付でトウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・シンガポール・リミテッドより名称変更しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な会社名

東京海上日動調査サービス株式会社
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス（タイランド）パブリック・カンパニー・リミテッド

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等の観点からいずれも小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げるほどの重要性がないため、連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社または関連会社の数 15社

主要な会社名

イフコトキオ・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

当連結会計年度より、ニューワ・インシュアランス・(カンボジア)・パブリック・リミテッド・カンパニー他1社は、影響力が低下したこと等により持分法適用の範囲から除いています。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（東京海上日動調査サービス株式会社、トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス（タイランド）パブリック・カンパニー・リミテッド他）および関連会社（マラヤン・インシュアランス・カンパニー・インコーポレイテッド他）は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除いています。

(3) 当社は、東京海上日動火災保険株式会社および日新火災海上保険株式会社を通じて日本地震再保険株式会社の議決権の30.1%を所有していますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社事業等の方針決定に対し重要な影響を与えることができないと判断されることから、関連会社から除いています。

(4) 決算日が連結決算日と異なる持分法適用会社については、原則として、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社の決算日は、6月30日4社、12月31日183社です。

6月30日が決算日の4社および12月31日が決算日の6社は、連結決算日における仮決算に基づく財務諸表を使用しています。その他の12月31日が決算日の連結子会社は、決算日の差異が3カ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しています。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 保険契約に関する会計処理

国内保険連結子会社における保険料、支払備金および責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっています。

(2) 有価証券の評価基準および評価方法

① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっています。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。

② 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっています。

③ 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（2000年11月16日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっています。

また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりです。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社において、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「個人保険（無配当・利差回払）の責任準備金の一部分」を小区分として設定

し、当該小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっています。

- ④ その他有価証券（市場価格のない株式等を除く。）の評価は、時価法によっています。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
- ⑤ その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
- ⑥ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっています。

(3) デリバティブ取引の評価基準および評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法によっています。

(4) 有形固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、定額法によっています。

(5) 無形固定資産の減価償却の方法
海外子会社の買収により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もった期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しています。なお、自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっています。

(6) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

主な国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しています。

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産計上部門および資産管理部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。

② 賞与引当金

当社および主な国内連結子会社は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。

③ 株式給付引当金

株式交付規程に基づき取締役および執行役員への当社株式の交付に充てるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を基準に計上しています。

④ 価格変動準備金

国内保険連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～13年）による定額法により費用処理しています。

(8) 消費税等の会計処理

当社および国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、国内保険連結子会社の営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利関係

東京海上日動火災保険株式会社は、長期の保険契約等に付随して発生する金利の変動リスクを軽減するため、金融資産と保険負債等を同時に評価・分析し、リスクをコントロールする資産・負債総合管理（ALM：Asset Liability Management）を実施しています。この管理のために利用している金利スワップ取引の一部については、業種別委員会実務指針第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（2022年3月17日 日本公認会計士協会）に基づく繰延ヘッジ処理を行っています。ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っており、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しています。

② 為替関係

主な国内保険連結子会社は、外貨建資産等に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している為替予約取引・通貨スワップ取引の一部について、時価ヘッジ処理、繰延ヘッジ処理または振当処理を行っています。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しています。

(10) のれんの償却方法および償却期間

連結貸借対照表の資産の部に計上したのれんについて、フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーションに係るものについては20年間、プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッドに係るものについては15年間、その他については5～10年間で均等償却しています。ただし、少額のものについては一括償却しています。

なお、2010年3月31日以前に発生した負ののれんについては、連結貸借対照表の負債の部に計上し、20年間の均等償却を行っています。

<重要な会計上の見積りに関する注記>

当社および連結子会社の財政状態または経営成績に対して重大な影響を与え得る会計上の見積りを
含む項目は、以下のとおりです。

1. 支払備金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
支払備金 5,706,573百万円

(2) 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金、返戻金その他の給付金（以下「保険金等」という。）のうち、未だ支払っていない金額を見積り、支払備金として計上
しています。

② 算出に用いた主要な仮定

支払備金の計上にあたっては、主として過去の支払実績等から算出した仮定を用いて見積
った最終的に支払う保険金等の見込額を使用しています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

法令等の改正や裁判等の結果などにより、最終的に支払う保険金等の額が当初の見積りか
ら変動し、支払備金の計上額が増減する可能性があります。

2. のれんの減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 357,017百万円

(2) 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

のれんの減損については、のれんが帰属する内部管理上独立して業績報告が行われる単位
（以下「報告単位」という。）ごとに、主として、減損の兆候の把握、減損損失の認識の判
定、減損損失の測定の手順に沿って行っています。

まず報告単位ごとに、直近の業績および将来の見通しの悪化、買収時点に想定した事業計
画からの著しい下方乖離ならびに市場環境を含む経営環境の著しい悪化等の減損の兆候があ
るかどうかの判定を行っています。減損の兆候がある報告単位については、割引前将来キャ
ッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、減損損失を認識することとなります。減
損損失を認識することとなった報告単位は、割引前将来キャッシュ・フローを割引率で割り
引いた回収可能価額を算出のうえ、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損
損失として計上することとしています。

② 算出に用いた主要な仮定

のれんの減損損失の計上にあたり、将来キャッシュ・フローおよび割引率を使用していま
す。

将来キャッシュ・フローについては、直近の合理的な事業計画に基づき、各報告単位の経
営環境等を踏まえた成長率などを加味して見積っています。

割引率については、資本コストに金利差等の必要な調整を加えた税引前の利率としていま
す。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

収益性が取得時の想定から大幅に悪化し事業計画の大幅な下方乖離が生じることなどによ
り、割引前将来キャッシュ・フローが大幅に下落した場合には、減損損失が発生する可能性
があります。

3. 金融商品の時価評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

「<金融商品に関する注記>」に記載しています。

(2) 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法および算出に用いた主要な仮定

金融商品の時価の算出方法および算出に用いた主要な仮定は、「<金融商品に関する注記> 2. 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（注1）時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明」に記載しています。

② 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

市場環境の変化等により主要な仮定が変動し、金融商品の時価が増減する可能性があります。

<追加情報の注記>

当社および主な国内連結子会社は、取締役および執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、役員報酬BIP信託による株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しています。本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しています。

本制度は、当社および主な国内連結子会社が拠出する金銭を原資として当社株式を信託を通じて取得し、株式交付規程に基づき取締役等に対して付与するポイントに応じて、退任後に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を信託を通じて交付および給付する制度です。

本信託に残存する当社株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は、5,151百万円、1,568千株です。

<連結貸借対照表の注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額は479,823百万円、圧縮記帳額は15,652百万円です。

2. 非連結の関係会社の株式の額は256,738百万円、出資金の額は24,909百万円です。

3. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額ならびに貸付条件緩和債権額の合計額は419,748百万円です。この内訳は次のとおりです。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は5,743百万円です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

(2) 危険債権額は369,963百万円です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。

(3) 三月以上延滞債権額は0百万円です。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延してい

る貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

(4) 貸付条件緩和債権額は44,040百万円です。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

4. 担保に供している資産は、預貯金52,687百万円、買入金銭債権297,432百万円、有価証券1,170,494百万円、貸付金1,085,196百万円です。

また、担保付債務は、支払備金237,792百万円、責任準備金655,520百万円、その他負債（借入金等）135,627百万円です。

5. デリバティブ取引に関連して担保として受け入れている有価証券のうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものの時価は38,032百万円であり、すべて自己保有しています。

6. 有価証券のうち消費貸借契約により貸し付けているものの金額は336,068百万円です。

7. 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は271,730百万円です。

8. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産および負債の額は470,007百万円です。

9. 東京海上日動火災保険株式会社は以下の子会社および関連会社の債務を保証しています。

トウキョウ・マリン・コンパニー・デ・セグロス	7,332百万円
グランド・ガーディアン・トウキョウ・マリン・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	239百万円
計	7,572百万円

<連結損益計算書の注記>

1. 事業費の主な内訳は次のとおりです。

代理店手数料等	767,804百万円
給与	543,294百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計です。

2. その他特別損失は、関係会社株式評価損2,765百万円です。

<連結株主資本等変動計算書の注記>

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,934,000	—	—	1,934,000
合計	1,934,000	—	—	1,934,000
自己株式				
普通株式	11,150	44,799	462	55,487
合計	11,150	44,799	462	55,487

- (注) 1. 当連結会計年度期首および当連結会計年度末の普通株式の自己株式には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式がそれぞれ、2,030千株、1,568千株含まれています。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加44,799千株の主な内訳は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加44,794千株です。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少462千株の主な内訳は、役員報酬B I P信託の交付等による減少461千株です。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	175,164	91.00	2025年3月31日	2025年6月24日
2025年11月19日 取締役会	普通株式	200,976	105.50	2025年9月30日	2025年12月12日

- (注) 1. 2025年6月23日開催の定時株主総会で決議した配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金184百万円が含まれています。
2. 2025年11月19日開催の取締役会で決議した配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金177百万円が含まれています。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2026年6月29日開催の第24回定時株主総会において、次のとおり決議を予定しています。

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当 り配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月29日 定時株主総会	普通株式	211,509	利益剰余金	112.50	2026年3月31日	2026年6月30日

- (注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金176百万円が含まれています。

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、保険事業を中核としており、保険料として収受した資金等の運用を行っています。そのため、資産・負債総合管理（ALM：Asset Liability Management）を軸として、保険商品の特性を踏まえた適切なリスクコントロールのもとで、長期・安定的な収益確保および効率的な流動性管理を目指した取り組みを行っています。

具体的には、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心とした一定の信用リスクをとる運用を行っています。また、外国証券等も活用し、国内外でのリスク分散と運用手法の多様化を図ることで、中長期的な収益確保を目指しています。保有する資産については、リスクの軽減等を目的として、為替予約取引等のデリバティブ取引も活用しています。

これらの資産運用に伴うリスクに対応するため、主な連結子会社では、取引部門から独立したリスク管理部門が、定量・定性の両面から金融商品に係る市場リスク、信用リスク等の管理を実施しています。

こうした取り組みによって、運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等および組合出資金等は、次表には含めていません（（注2）参照）。

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	3,560,151	402,398	3,962,550
有価証券				
売買目的有価証券	717,595	1,498,580	25,312	2,241,489
その他有価証券	4,613,704	6,656,043	327,350	11,597,098
貸付金	—	—	3,567	3,567
デリバティブ取引	13,678	279,991	27,540	321,210
資産計	5,344,979	11,994,767	786,169	18,125,916
デリバティブ取引	1,236	260,397	1,225	262,859
負債計	1,236	260,397	1,225	262,859

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

現金及び預貯金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しています。

(単位：百万円)

区分	時価				連結 貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券	1,604,798	432,965	—	2,037,763	2,952,413	△914,649
責任準備金対応債券	549,936	150,800	—	700,736	1,225,828	△525,091
貸付金(*)	—	—	3,082,914	3,082,914	3,048,027	34,886
資産計	2,154,734	583,765	3,082,914	5,821,414	7,226,269	△1,404,854
社債	—	217,071	—	217,071	226,995	△9,924
負債計	—	217,071	—	217,071	226,995	△9,924

(*) 連結貸借対照表計上額については、貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を754百万円控除しています。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

買入金銭債権

割引現在価値法、マトリックス・プライシング等のモデルで算定された価格を時価としています。これらの評価技法には、イールドカーブ、期限前償還率、類似銘柄の取引実勢値等のインプットを使用しています。

また、これらの時価の算定にあたり観察できないインプットを使用していないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価に、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価に分類しています。

有価証券

活発な市場における相場価格を入手できるものはレベル1の時価に分類しています。公表された相場価格を入手できたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。

相場価格が入手できない場合には、割引現在価値法、マトリックス・プライシング等のモデルで算定された価格を時価としています。これらの評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド、類似銘柄の取引実勢値等のインプットを使用しています。

また、これらの時価の算定にあたり観察できないインプットを使用していないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価に、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価に分類しています。

なお、市場における取引価格が入手できない投資信託のうち主なものは、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため基準価額等を時価とし、レベル2の時価に分類しています。

貸付金

変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、貸付先の信用状況が実行後大きく変わっていない限り、当該帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しています。

固定金利貸付については、割引現在価値法等のモデルで算定された価格を時価としています。これらの評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド等のインプットを使用しており、レベル3の時価に分類しています。

破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額が時価と近似しているため当該価額を時価とし、レベル3の時価に分類しています。

社債

公表された相場価格等を時価とし、レベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所等における最終の価格をもって時価としています。店頭取引については、ブラック・ショールズ・モデル、割引現在価値法等のモデルで算定された価格を時価としています。これらの評価技法には、スワップレート、フォワードレート、ボラティリティ、ベーススワップスプレッド等のインプットを使用しています。

また、これらの時価の算定にあたり取引所等における最終の価格を使用している場合はレベル1の時価に、観察できないインプットを使用していないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価に、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価に分類しています。

(注2) 市場価格のない株式等および組合出資金等の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

市場価格のない株式等 (*1)	339,019
組合出資金等 (*2)	260,068
合計	599,087

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象としていません。

(*2) 組合出資金等は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象としていません。

< 賃貸等不動産に関する注記 >

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、国内外にオフィスビル等(土地を含む)を所有しており、その一部を賃貸しています。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
285,655	364,222

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額です。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1株当たり純資産額	2,885円44銭
1株当たり当期純利益	515円55銭

< 重要な後発事象に関する注記 >

当社は、2026年3月23日開催の取締役会において、パークシャー・ハサウェイ・インコーポレイテッドの完全子会社であり、再保険事業の中核会社かつ強固な財務基盤を有するナショナル・インデムニティ・カンパニーとの間で、当社への戦略的出資、再保険分野における協働およびM&A等における戦略的提携を柱とする、包括的な戦略的パートナーシップ(以下「本戦略的提携」という。)を実施することを決議しました。本戦略的提携を実施するため、当社は、同日開催の取締役会において、ナショナル・インデムニティ・カンパニーを割当予定先として第三者割当による自己株式処分を行うことを決議しており、2026年4月13日に払込が完了しました。

なお、本第三者割当によって生じる希薄化の影響を抑制するため、2026年4月から2026年9月の期間に2,874億円を上限とする自己株式の取得を行うことを、2026年3月23日開催の当社取締役会において決議しており、自己株式の処分によって調達する資金は、本自己株式の取得のための資金として充当する予定です。

1. 処分期日

2026年4月13日

2. 処分株式の種類および数

普通株式48,207,200株

3. 処分価額

1株につき5,962円

4. 処分価額の総額
287,411,326,400円
5. 処分方法
第三者割当による自己株式の処分
6. 割当先
ナショナル・インデムニティ・カンパニー
7. 資金の使途
本第三者割当によって生じる希薄化の影響を抑制するための自己株式の取得

<その他の注記>

取得による企業結合に関する事項

1. ライザー・トップコ・スリー・エルエルシー他3社の持分の取得

当社は、当社の子会社であるフィラデルフィア・インシュアランスグループ（以下「フィリー社」という。）傘下の保険会社であるフィラデルフィア・インデムニティ・インシュアランス・カンパニーを通じて、カーライルグループのライザー・トップコ・スリー・エルエルシー他3社の全ての持分を取得することによって、イグナイト・インシュアランスの米国におけるコレクターカー向けの保険代理店事業を取得しました。

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称
ライザー・トップコ・スリー・エルエルシー他3社
- ② 事業の内容
コレクターカーの愛好者を主に顧客とした個人向け自動車保険を取り扱う代理店事業
- ③ 企業結合を行った主な理由
今後も継続して高い成長性が見込まれている米国コレクターカー向けの保険市場において優れたマーケティング手法および収益性の高い優良な顧客基盤を有しているイグナイト・インシュアランスと、既にコレクターカー向けの自動車保険の引受を行っているフィリー社とのシナジーを発揮することにより、同保険市場の成長を取り込むことを目的としたものです。
- ④ 企業結合日
2025年10月31日
- ⑤ 企業結合の法的形式
現金を対価とする持分の取得
- ⑥ 結合後企業の名称
ライザー・トップコ・スリー・エルエルシー他3社
- ⑦ 取得した議決権比率
100%
- ⑧ 取得企業を決定するに至った主な根拠
フィリー社を通じてライザー・トップコ・スリー・エルエルシー他3社の持分の100%を取得し同社を支配するに至ったことから、フィリー社を取得企業と決定しています。

(2) 連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年10月31日から2025年12月31日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金（未払金を含む）	102,829百万円
取得原価		102,829百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 563百万円

(5) 発生したのれんの金額及び発生原因

- ① 発生したのれんの金額
52,613百万円

- ② 発生原因
買収評価時に見込んだ将来収益を反映させた投資額が、取得した資産および引き受けた負債の純額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しています。
- ③ 償却方法及び償却期間
10年間の均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産合計	50,829百万円
（うち無形固定資産	42,441百万円)
（うちその他資産	3,499百万円)
負債合計	4,096百万円
（うちその他負債	4,096百万円)

(7) 取得原価のうちののれん以外の無形資産に配分された金額並びにその主要な種類別の内訳及び加重平均償却期間

のれん以外の無形資産に配分された金額	42,441百万円		
（うち販売網価値	33,606百万円	償却期間	20年)
（うち商標権	8,835百万円	償却期間	20年)

2. アグリヘッジ・インコーポレイテッドの株式の取得

当社は、米国農畜産物の価格変動リスクソリューション提供会社アグリヘッジ・インコーポレイテッド（以下「シーアイエイチ社」という。）の発行済株式の全てを取得しました。

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称
アグリヘッジ・インコーポレイテッド
- ② 事業の内容
保険代理店業およびデリバティブブローカー業、コンサルティング業を通じた米国農畜産物の価格変動リスクに対するソリューションの提供
- ③ 企業結合を行った主な理由
シーアイエイチ社の買収により、フィービジネスのソリューション事業を取り込み収益の源泉の多様化を図ることで、ソリューション事業の推進やボラティリティを抑えながら成長の実現を図るとともに、米国の農業分野において保険以外のリスクソリューション提供機能を獲得することにより、エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッドの農業保険部門のサービス力向上および競争優位性の更なる強化を目的とするものです。
- ④ 企業結合日
2026年1月30日
- ⑤ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- ⑥ 結合後企業の名称
アグリヘッジ・インコーポレイテッド
- ⑦ 取得した議決権比率
100%
- ⑧ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社がシーアイエイチ社の議決権の100%を取得し同社を支配するに至ったことから、当社を取得企業と決定しています。

(2) 連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

連結計算書類の作成にあたっては、企業結合日である2026年1月30日現在の被取得企業の財務諸表を使用したため、連結損益計算書には被取得企業の業績は含まれていません。

- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | |
|-------------------|------------|
| 取得の対価 現金 (未払金を含む) | 150,004百万円 |
| 取得原価 | 150,004百万円 |
- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
- | | |
|-----------|----------|
| アドバイザー費用等 | 2,060百万円 |
|-----------|----------|
- (5) 発生したのれんの金額及び発生原因
- ① 発生したのれん
- | | |
|-----|-----------|
| のれん | 73,187百万円 |
|-----|-----------|
- ② 発生原因
- 買収評価時に見込んだ将来収益を反映させた投資額が、取得した資産および引き受けた負債の純額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しています。
- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------------|------------|
| 資産合計 | 111,795百万円 |
| (うち無形固定資産) | 100,198百万円 |
| (うちその他資産) | 5,902百万円 |
| 負債合計 | 32,148百万円 |
| (うち賞与引当金) | 3,312百万円 |
| (うち繰延税金負債) | 26,538百万円 |
- (7) 取得原価のうちのれん以外の無形資産に配分された金額並びにその主要な種類別の内訳及び加重平均償却期間
- | | | | |
|--------------------|------------|------|------|
| のれん以外の無形資産に配分された金額 | 100,198百万円 | | |
| (うち契約更改権価値) | 95,501百万円 | 償却期間 | 9年) |
| (うち商標権) | 2,348百万円 | 償却期間 | 10年) |
| (うちソフトウェア) | 2,348百万円 | 償却期間 | 5年) |
- (8) 取得原価の配分
- 企業結合日から連結会計年度末までの期間が短く取得原価の配分が完了していないため、暫定的な会計処理を行っています。

2025年度 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,336	流 動 負 債	131,064
現金及び預金	1,458	関係会社短期借入金	112,032
前払費用	829	未払金	11,972
未収入金	2,811	未払費用	2,638
その他	236	未払法人税等	129
固 定 資 産	2,545,897	未払事業所税	26
有形固定資産	92	未払消費税等	414
車両運搬具	77	預り金	94
工具、器具及び備品	14	賞与引当金	2,041
無形固定資産	3,961	その他	1,714
ソフトウェア	3,960	固 定 負 債	4,401
電話加入権	0	退職給付引当金	475
投資その他の資産	2,541,844	株式給付引当金	3,925
関係会社株式	2,538,615	負 債 合 計	135,465
繰延税金資産	3,028	(純 資 産 の 部)	
その他	200	株 主 資 本	2,415,768
		資 本 金	150,000
		資 本 剰 余 金	1,511,485
		資 本 準 備 金	1,511,485
		そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	1,058,443
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,058,443
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,058,443
		自 己 株 式	△304,160
		純 資 産 合 計	2,415,768
資 産 合 計	2,551,233	負 債 純 資 産 合 計	2,551,233

2025年度 [2025年4月1日から
2026年3月31日まで] 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	615,858	
関係会社受入手数料	44,398	
関係会社システム使用料収入	1,734	661,990
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	45,239	45,239
営 業 利 益		616,751
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	133	
未払配当金除斥益	99	
受取事務手数料	31	
そ の 他	60	324
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	396	
自己株式取得費用	128	
雑 支 出	304	828
経 常 利 益		616,247
特 別 利 益		
固定資産売却益	4	4
特 別 損 失		
固定資産売却損	1	
関係会社株式評価損	261	263
税引前当期純利益		615,989
法人税、住民税及び事業税	613	
法人税等調整額	△705	△92
当 期 純 利 益		616,081

2025年度 [2025年4月1日から
2026年3月31日まで] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	150,000	1,511,485	—	818,502	△53,643	2,426,344	2,426,344
当期変動額							
剰余金の配当				△376,140		△376,140	△376,140
当期純利益				616,081		616,081	616,081
自己株式の取得					△251,599	△251,599	△251,599
自己株式の処分			0		1,082	1,082	1,082
当期変動額合計	—	—	0	239,940	△250,517	△10,576	△10,576
当期末残高	150,000	1,511,485	0	1,058,443	△304,160	2,415,768	2,415,768

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産の減価償却は、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

器具及び備品… 4～15年

(2) 無形固定資産の減価償却は、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア… 5年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。

(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

(3) 株式給付引当金は、株式交付規程に基づき取締役および執行役員への当社株式の交付に充てるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を基準に計上しています。

<追加情報の注記>

当社は、取締役および執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、役員報酬B I P信託による株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しています。本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しています。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式を信託を通じて取得し、株式交付規程に基づき取締役等に対して付与するポイントに応じて、退任後に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を信託を通じて交付および給付する制度です。

本信託に残存する当社株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は、5,151百万円、1,568千株です。

<貸借対照表に関する注記>

- | | |
|---|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 79百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| 短期金銭債権 | 2,712百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,151百万円 |
| 3. 当社はグループの資金効率向上を目的として、キャッシュプーリング（グループ内の借入および貸付を伴う資金融通）を導入しています。 | |
| キャッシュプーリングに伴う、当事業年度末の貸付未実行残高は100,000百万円です。 | |

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高

 営業取引による取引高

 営業収益

661,990百万円

営業費用	5,847百万円
営業取引以外の取引による取引高	569百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	55,487,168株
------	-------------

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	49,144百万円
その他	3,873百万円
繰延税金資産小計	53,017百万円
評価性引当額	△49,679百万円
繰延税金資産合計	3,338百万円

繰延税金負債	
その他	△310百万円
繰延税金負債合計	△310百万円
繰延税金資産の純額	3,028百万円

(注) 当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)にしたがって、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っていません。

<関連当事者との取引に関する注記>

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東京海上日動火災保険(株)	所有 直接100%	役員の兼任 資金の貸付・借入 経営管理等	資金の貸付・借入(注)	57,565	関係会社 短期借入金	112,032

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付・借入については、キャッシュプーリングによるものであり、取引金額は期中平均残高を記載しています。利息については市場金利を勘案して決定しています。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額	1,286円00銭
1株当たり当期純利益	323円96銭

<重要な後発事象に関する注記>

当社は、2026年3月23日開催の取締役会において、パークシャー・ハサウェイ・インコーポレイテッドの完全子会社であり、再保険事業の中核会社かつ強固な財務基盤を有するナショナル・インデムニティ・カンパニーとの間で、当社への戦略的出資、再保険分野における協働およびM&A等における戦略的提携を柱とする、包括的な戦略的パートナーシップ（以下「本戦略的提携」という。）を実施することを決議しました。本戦略的提携を実施するため、当社は、同日開催の取締役会において、ナショナル・インデムニティ・カンパニーを割当予定先として第三者割当による自己株式処分を行うことを決議しており、2026年4月13日に払込が完了しました。

なお、本第三者割当によって生じる希薄化の影響を抑制するため、2026年4月から2026年9月の期間に2,874億円を上限とする自己株式の取得を行うことを、2026年3月23日開催の当社取締役会において決議しており、自己株式の処分によって調達する資金は、本自己株式の取得のための資金として充当する予定です。

1. 処分期日
2026年4月13日
2. 処分株式の種類および数
普通株式48,207,200株
3. 処分価額
1株につき5,962円
4. 処分価額の総額
287,411,326,400円
5. 処分方法
第三者割当による自己株式の処分
6. 割当先
ナショナル・インデムニティ・カンパニー
7. 資金の使途
本第三者割当によって生じる希薄化の影響を抑制するための自己株式の取得

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

東京海上ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井野 貴章
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 隆樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 啓正

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

東京海上ホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井野 貴章
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 隆樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 啓正

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役および内部監査部門その他の使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し監視および検証いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等およびPwC Japan有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

東京海上ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	湯 浅 隆 行	Ⓔ
常勤監査役	原 島 朗	Ⓔ
監 査 役	和 仁 亮 裕	Ⓔ
監 査 役	大 槻 奈 那	Ⓔ
監 査 役	清 水 順 子	Ⓔ

(注) 監査役和仁亮裕、大槻奈那および清水順子は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

ご参考情報：当社のコーポレートガバナンスの体制等

(1)コーポレートガバナンス体制

当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員等のステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高めてまいります。そのために、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、「東京海上ホールディングス 内部統制基本方針」に基づき、持株会社としてグループ各社を適切に統治することが重要であると認識しています。

当社は、「東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」において、当社のコーポレートガバナンス体制の枠組みを定め、監査役会設置会社をベースに任意の指名委員会・報酬委員会を設置するハイブリッド型の機関設計としてきました。第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行します。これは、「成長戦略とガバナンスの高位均衡」の実現を、さらに進化、充実させることを目的とするものです。

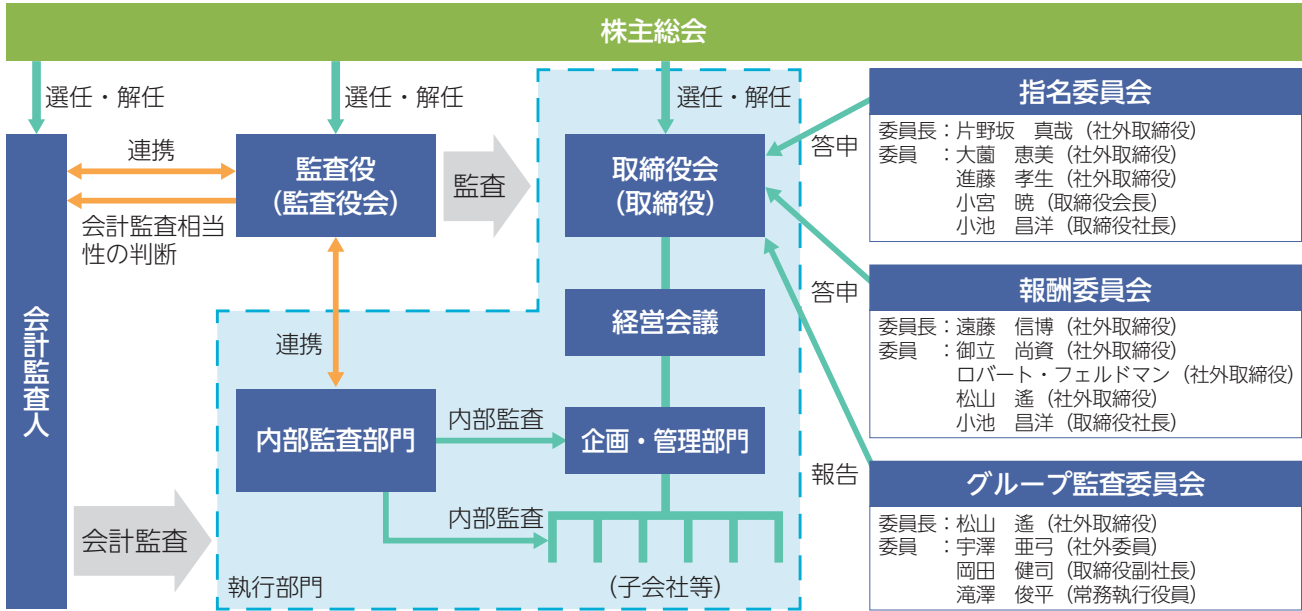
移行後は、取締役会において社外取締役の多様性および知見を活かしつつ、グループCEOを中心とした執行の中長期的な価値創造戦略の磨き上げを促すとともに、取締役会から執行に大幅な権限委譲を行い、描かれた中期戦略に基づく迅速な事業運営を加速するなど、成長戦略のさらなる推進に取り組んでまいります。

また、監査等委員が取締役会のメンバーとなることで取締役会が一体的にガバナンス機能を果たすとともに、監査等委員会が内部監査部門を活用した組織的監査を行います。加えて、監査等委員会に、執行から独立した社外視点を活用してきたグループ監査委員会の主な機能を集約することで、内部統制およびガバナンス機能のさらなる強化を図ります。

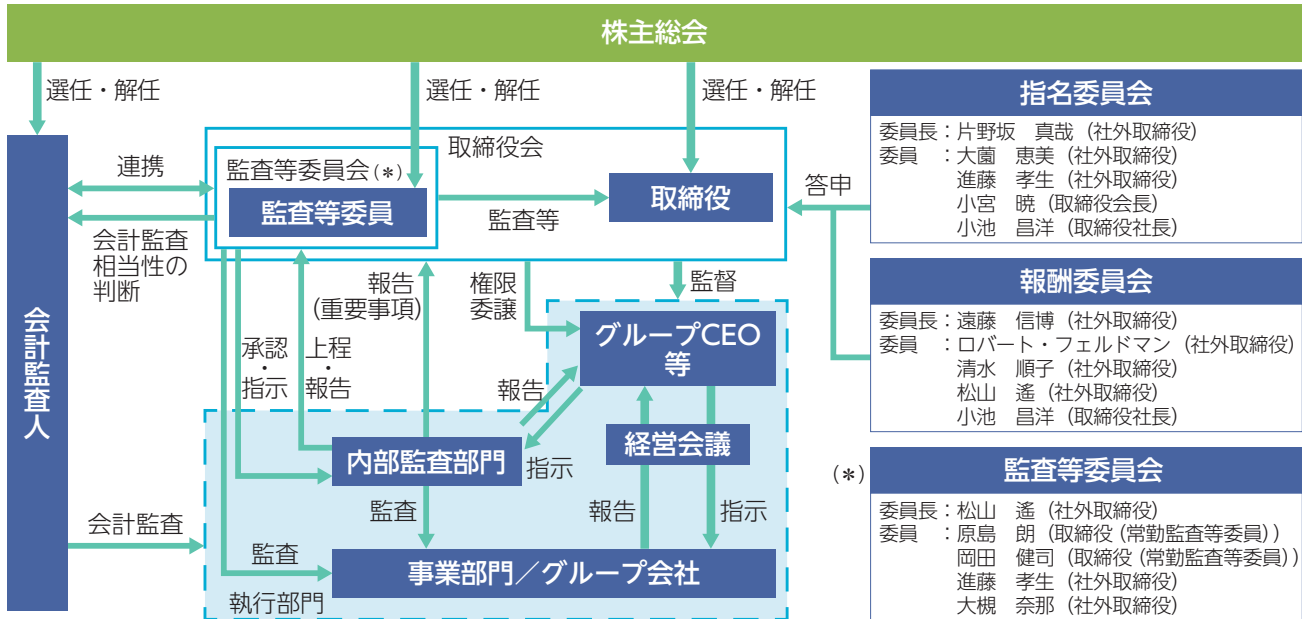
取締役候補者の選任や取締役報酬の決定等については、引き続き任意の指名委員会および報酬委員会の答申を受けたうえで、最終的には社外取締役が過半を占める取締役会で決定することにより透明性を確保してまいります。

※「東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」については、当社ウェブサイト (https://www.tokiomarinehd.com/company/governance/corporate_governance/policy.html) に掲載しています。

<コーポレートガバナンス体制図（移行前）>



<コーポレートガバナンス体制図（移行後）>



(2)取締役会の実効性評価

イ 取締役会の実効性評価の方法

当社は、取締役会のさらなる機能発揮に向け、毎年1回取締役会の実効性評価を実施しています。2025年度は、取締役および監査役の全員を対象に、取締役会の運営や機能発揮に関するアンケートを行いました。取締役会は、その結果等を踏まえ、取締役会の現状および今後の対応等について審議しました。アンケートの主な項目は以下のとおりです。

- ・取締役会の機能発揮の状況
- ・取締役会の運営状況
- ・取締役会の規模、構成および多様性
- ・指名委員会、報酬委員会およびグループ監査委員会の運営状況

なお、当社は2022年度に第三者機関を活用した取締役会の実効性評価を実施しており、今後も必要に応じて実施します。

ロ 取締役会の実効性評価の結果

取締役会においては、取締役および監査役が活発に発言し、自由闊達で建設的な議論が行われており、取締役会の機能発揮は概ね十分であると評価しています。

実効性のさらなる向上に向け、以下のような意見もあり、対応を行っていく予定です。

意見の概要	今後の対応
取締役会が論議すべき重要課題に関する時間を一層確保すべきである。	決議事項および報告事項を絞り込み、中長期的または戦略的なテーマに関する論議時間をさらに拡充する。
社外役員が東京海上グループをより深く理解することのできる機会を一層充実させてほしい。	引き続き、社外役員に対し、取締役会以外の場での情報提供を行う。社内重要会議のオブザーブ、グループ会社の拠点訪問、グループ会社社員との意見交換会等の機会をさらに拡充する。

(3)「戦略論議」の実施

当社は、会社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に向けた経営戦略を検討・策定するに際し、社外取締役や社外監査役の見識を十分に活かしていきたいと考えています。そのために、取締役会において、経営課題や経営環境をテーマにした論議を「戦略論議」と称し、実施します。テーマは、取締役および監査役からのアンケートの回答や「独立役員会議」等での議論を基に選定します。

2025年度は、以下のテーマについて「戦略論議」を実施しました。

- ・東京海上グループのカルチャー
- ・東京海上グループの2035年にありたい姿および次期中期経営計画
- ・東京海上グループのAI・データ戦略

(4)「独立役員会議」の開催

当社では、独立役員のみによる会議を年に1回開催しています。テーマ設定を含めた会議の進行全てを独立役員が行い、客観的かつ大局的な視点から様々な意見交換がなされています。会議で議論された内容は、必要に応じて取締役会長および取締役社長にフィードバックされています。

(5)政策投資として保有している株式に関する方針等

政策投資として保有している株式（非上場株式および資本業務提携による出資等は除く）は、当社グループのリスクポートフォリオを見直し、社会課題解決や成長分野等に対して資本を振り向けるために2029年度末までにゼロにします。

【東京海上日動における削減の取組み】

東京海上日動は、2026年度末の保有時価は、IFRS基準で当社の連結純資産対比20%程度となる見込みとしていたところ、2025年度は政策投資として保有している国内株式（以下「国内政策投資株式」）を年間で7,456億円と計画を上回る水準で削減を行い、2025年度末の保有時価は、IFRS基準で当社の連結純資産対比24.5%となりました。

なお、当社は、政策投資として保有している株式の保有目的を純投資目的に変更することはいけません（例えば、発行者から売却に関して応諾を得ている銘柄で、個別銘柄ごとの市場における流動性や発行体との合意内容に配慮し、売却まで一時的に保有を行う場合においても、その過程で純投資目的への変更は行いません）。

●国内政策投資株式の削減計画および実績

年度	計画	実績
2020	1,000億円以上/年	1,060億円
2021		1,169億円
2022		1,297億円
2023	1,500億円以上/年	2,187億円
2024	6,000億円以上/年	9,224億円
2025		7,456億円
2026	4,300億円以上/年	—

●2025年度末の株式（*）の保有状況

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合 計額 (百万円)
非上場株式	681	42,571
非上場株式以外の 株式	563	1,921,772

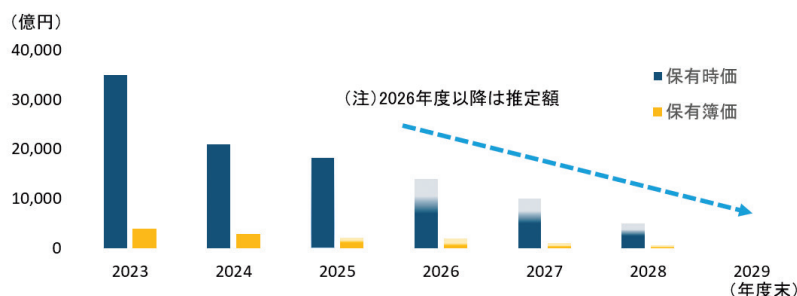
(*）純投資目的以外の投資株式

●2025年度において株式（*）数が減少した銘柄

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売 却価額の合計額 (百万円)
非上場株式	70	6,310
非上場株式以外の 株式	463	742,244

(*）純投資目的以外の投資株式

●国内政策投資株式（非上場株式および資本業務提携による出資等は除く）の保有残高の推移



【経済合理性の検証】

政策投資として保有している株式について、当社は、2024年5月に開催した取締役会において、当社グループのリスクポートフォリオを見直し、社会課題解決や成長分野等に対して資本を振り向けるために、2029年度末までにゼロにすることを決定しました。なお、本決定の前まで、当社は取締役会において、中長期的な取引関係の強化等の保有目的の適切性および保有の経済合理性を検証していました。

戦略的投資として保有している株式については、取締役会において、出資時に想定した、新たな保険商品やソリューション事業の開発等に関する協業の進捗状況および具体的な協業成果等を確認するとともに、投資倍率等の財務的な評価を加味して、総合的に保有効果を検証しています。

海外パートナーシップ投資として保有している株式については、取締役会において、デジタル、モビリティ、ヘルスケア等の分野における情報、知見等の獲得状況を確認するとともに、含み損益や一定期間のトータルリターン等の財務的な評価を加味して、総合的に保有効果を検証しています。

【東京海上日動における議決権行使の考え方】

東京海上日動は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、同コードを受け入れることを表明しています。

同社は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことが、資産価値を高め、保険契約者・被保険者等の中長期的な利益につながると考えており、議決権行使に際しては、これらの対話の内容および客観的指標（ROE、配当性向等）を踏まえた総合的な判断を行います。また、環境問題や社会貢献、企業統治を含むサステナビリティの取組みも考慮します。

スチュワードシップ活動の透明性を高めていくことは重要であり、その活動内容をご理解いただくために、投資先企業との対話事例（議決権行使結果と賛否理由を含む）、議決権行使に係る不賛同議案・理由、議決権行使結果の集計を公表しています。

同社が議決権行使において着目する精査項目は次のとおりです。

- 取締役の選解任(一定期間連続で赤字である企業、一定期間連続でROEやPBR、営業利益率が低位である企業、独立社外取締役の員数が不十分である企業、不祥事が発生した企業、気候変動や女性取締役等のダイバーシティ、買収防衛策の導入・更新を含む、ESGの観点で課題のある企業、取締役会への出席率が低位である社外役員の再任等)
- 監査役の選解任（不祥事が発生した企業、取締役会または監査役会への出席率が低位である社外役員の再任）
- 会計監査人の選任（不祥事や監査ミス等へ関与した会計監査人）
- 役員への退職慰労金贈呈（一定期間連続で赤字である企業、一定期間連続でROEやPBR、営業利益率が低位である企業、一定期間連続で配当性向等が低位である企業、不祥事が発生した企業等）
- 役員報酬の増額改定（一定期間連続で赤字である企業、一定期間連続でROEやPBR、営業利益率が低位である企業、一定期間連続で配当性向等が低位である企業、不祥事が発生した企業等）
- 株式および新株予約権の発行
- 合併、買収、営業の譲渡・譲受け等の組織再編
- 自己株式の取得（公正価格を超える価格による特定株主からの取得等）
- 買収防衛策の導入・更新（一定期間連続でROEやPBR、営業利益率が低位である企業等）
- 剰余金処分（一定期間連続で配当性向等が低位である企業）
- 定款変更（取締役の解任決議要件の加重について合理性が認められない場合）
- 株主提案（株主共同の利益に反する恐れがある場合等） 等

なお、法令違反や反社会的行為に該当する議案については、事情の有無を問わず反対します。

東京海上日動の日本版ステュードシップ・コードに関する方針等については、同社ウェブサイト (<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/about/policy/stewardship.html>) に掲載しています。

